

公益財団法人福岡県下水道管理センター役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県下水道管理センター（以下「センター」という。）定款第14条第3項及び第28条第3項の規定に基づき、センターの理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給について定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員等は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤理事（県からの派遣職員を除く。）及び公認会計士又は税理士である監事には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

3 前項の常勤理事の報酬は、年総額800万円の範囲内で理事会において定める額を支給する。

4 報酬は、月額とする。

5 公認会計士又は税理士である監事が、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行った場合には、報酬として月額11,300円を支給する。

(通勤手当)

第3条 常勤理事には、報酬のほか通勤手当を支給できる。

2 前項の額は、通勤に要する交通費とする。

(費用弁償)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、役員等がその職務を遂行するために要する交通費については、請求により支払うことができる。

(退職手当)

第5条 役員等には、退職手当は支給しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡県下水道管理センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年4月1日評議員会議決)